

令和3年度PCR検査費用補助事業について(ご案内)

新型コロナウイルス感染拡大が進む中、組合の皆様には、地域医療の最前線で、感染リスクの不安と戦いながらご尽力されておりますことに、心から敬意を表します。

さて、組合の皆様の福利厚生の向上を図り、ひいては新型コロナウイルス感染症の拡大の防止に資するため、昨年度に引き続き、自院で実施したPCR検査費用の一部について、以下のとおり補助することといたしましたので、ご案内いたします。

対 象 者

当組合の被保険者で、次の条件を全て満たす方に限ります。ただし、県又は市町村からの補助を受けるPCR検査は対象外となります。

- ① 検体採取日に被保険者の資格を有する方
- ② 検体採取日に無症状の方
- ③ 自院で検査された方

*発熱等の新型コロナウイルス感染疑いの症状がある方や濃厚接触者に該当すると思われる方は、県指定の診療・検査医療機関での受診をお願いします。

対 象 期 間

令和3年4月1日から令和4年3月31日までのPCR検査

支 給 額

年度内1人1回限り、5,000円

申 請 方 法

別紙『PCR検査に係る自家検査費用補助金交付申請書』に所要事項を記載のうえ、添付書類(検査機関の「検査結果の写し」)を同封し、当組合に提出してください。

なお、申請に際しては、医療機関の開設者が自院の被保険者分を取りまとめて申請してください。

*申請書様式は、当組合ホームページからもダウンロードできます。

申 請 期 限

令和4年4月末日(当組合必着)

※検査結果が陽性だった場合には、速やかに保健所へ報告してください。

※その他ご不明な点は、別添 補助金事業のQ&Aをご参照ください。

PCR検査の自家検査費用補助事業に関するQ&A

(令和3年6月1日作成)

Q1 補助金の対象となる期間はどのようになっていますか？

A1 令和3年4月1日から令和4年3月31日までの検査分が対象となります。補助金の申請は令和4年4月末日までに行ってください。

Q2 どのような方が補助金の対象になるのですか？

A2 発熱やコロナを疑う呼吸器症状がない方、いわゆる無症状の方が補助対象です。体調が悪いなど感染が疑われる何らかの症状がある場合など、医師が必要と判断した場合は自院以外で診察を受けてください。

Q3 なぜ無症状の方のみ対象になるのですか？

A3 この補助金は、組合の皆様の福利厚生の向上のために、保険診療の対象とならない無症状の方が、自院でPCR検査した場合の費用負担を軽減することを目的としています。

新型コロナウイルス感染の症状のある方は、県指定の診療・検査医療機関に受診しPCR検査を受けた場合は保険診療の対象となり、検査費用は全額公費負担となりますので、県指定の診療・検査医療機関でPCR検査を受診してください。

なお、業務に起因した感染等の場合には、原則として労災保険の対象となりますので、詳しくは所轄の労働基準監督署にご相談ください。

Q4 補助金額はPCR検査を実施した費用負担の全額ですか？

A4 補助金額は1人当たり5,000円です。

Q5 2回検査をした場合、2回分の補助をしていただけるのでしょうか？

A5 年度内で1人当たり1回限りです。

Q6 PCR検査の自家検査とはどういう意味でしょうか？

A6 開業医の先生やそのご家族の方の場合、先生が開業されている医療機関で検査を行うことです。勤務医の先生やそのご家族の方、従業員やそのご家族の方の場合、勤務医の先生、従業員の方が勤務している医療機関で検査を行うことです。

Q7 医師国保では、自家診療が出来ないと聞きましたが？

A7 今回の新型コロナウイルス感染症に係るPCR検査は、保険診療として取り扱うことになっていますが、自院でPCR検査ができる体制を整えたとしても、医師国保では自家診療の給付制限を行っているため保険適用とならず、自費扱いでの検査になります。

Q8 自分が開業、又は勤務している医療機関以外の医療機関でPCR検査を受けた場合はどうなりますか？

A8 県指定の診療・検査医療機関で受診した場合は、保険診療となりますので、PCR検査の自己負担分は全額公費扱いになりますが、他の医療機関で受診された場合は、全額自己負担となります。

Q9 自分が開業、又は勤務している医療機関以外の医療機関でPCR検査を受けて、全額自己負担しました。補助金の申請は可能でしょうか？

A9 今回の事業は、あくまでもご自身が開業又は勤務する医療機関で検査をした場合のみが補助対象となりますので、申請することはできません。

Q10 自分が開業、又は勤務している医療機関で行うPCR検査が市町村の助成の対象となりました。補助金の申請は可能でしょうか？

A10 市町村や県の助成を受けたPCR検査は補助対象にしておりませんので、申請することはできません。

Q11 開業医ですが、医師は私1人です。私が私自身の検査を実施することは構わないのでしょうか？

A11 保険診療のルールとして、自己診療は認められておりません。しかしながら、今回の補助事業に関しては、保険請求ができないということから、自費扱いで検査を実施していただくこととなりますので、補助事業の対象とすることにいたしました。

Q12 私は医師国保に加入していますが、従業員は協会けんぽに加入しております。従業員のPCR検査を行った場合、補助金の対象となりますか？

A12 補助金の対象は、医師国保の被保険者のみですので、対象になりません。

Q13 私は後期高齢者の第2種組合員ですが、第2種組合員でも補助の対象となりますか？

A13 対象になりません。第2種組合員の先生方につきましては、自院でPCR検査を

施され、保険請求が可能と考えています（但し、自己診療は不可）。

Q14 5月1日から勤務し、医師国保に加入する予定の従業員のPCR検査を4月20日に行ったのですが、補助金の対象となりますか？

A14 検査を行った時点で医師国保の被保険者である方が支給対象ですので、対象になりません。

Q15 医師国保に加入していた従業員の准組合員のPCR検査を5月1日に行ったのですが、5月末日で退職しました。6月になってから、退職した准組合員の検査料の補助金申請をするようにしてありましたが、対象となりますか？

A15 検査を行った時点で医師国保の被保険者である方が支給対象ですので、対象になります。

Q16 医師国保に加入している従業員の准組合員が6名います。都合上、3名ずつ検査を行いたいのですが、補助申請は2回に分けても構わないでしょうか？

A16 構いませんが、できるだけまとめて申請してください。

Q17 私の医療機関は、県指定の診療・検査医療機関ではありませんが、補助金申請はできるのでしょうか？

A17 医師国保の組合員の医療機関であれば、県指定の診療・検査医療機関ではなくても補助金の申請はできます。

Q18 私は従業員の准組合員です。5月末日で以前勤務していた医療機関を退職し、6月1日から現在の医療機関に勤務しています。以前勤務していた医療機関でも医師国保に加入し、4月15日に以前勤務していた医療機関でPCR検査を行い、補助金を受け取っています。6月10日に、現在勤務している医療機関でPCR検査を行うことになりました。6月10日に検査した分の補助金の申請はできますか？

A18 補助対象となるのは、年度内で1人当たり1回限りですので、6月10日の検査分の申請はできません。現在勤務されている医療機関の先生に、以前勤務していた医療機関でPCR検査を実施し、補助金を受け取った旨をお伝えください。

Q19 私は従業員の准組合員です。自院でPCR検査を行ったのですが、私が補助金の申請をしてもいいでしょうか？

A19 申請は、医師の組合員の先生からのみとなります。